

第16回 令和7年度からの 新しい処遇改善 (制度関係) ①

(株) 福祉総研 上席研究員
松本和也

Q

令和7年度からの新しい処遇改善制度(制度関係)
について教えてください。

(1) 読んでおくべき通知等

令和7年度からの処遇改善制度が改正されました。新しい制度では、難解だった新規事由などの考え方が排除され、一定の簡素化が図られています。しかし一方で、実務的にはかえって複雑になってしまった点もあります。今回から数回にわたり、新しい処遇改善制度を理解するためのポイントについて解説します。

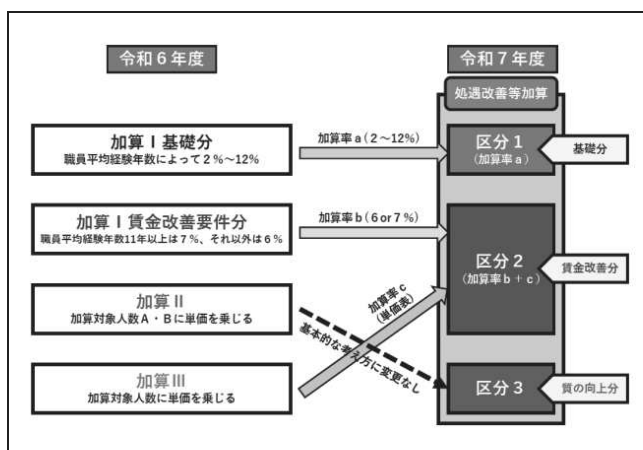
新しい制度に関する主なものは、現時点（筆者執筆時点）で下表のものが示されています。このほか、こども家庭庁からは制度の説明のための動画とその資料も公開されました。

これらを本稿の中では、以下「処遇改善通知」「FAQ」と記載します。このほか「公定価格に関する

FAQ（よくある質問）【第27版】」も令和7年5月12日に示されましたが、処遇改善制度の理解に寄与する項目は少なく、あまり役に立つことはありません。FAQは適宜の改正が予想されますので、今後も情報を注視しておきましょう。

(2) 加算内容の再構築

従前の処遇改善等加算は加算Ⅰ（基礎分と賃金改善要件分）、加算Ⅱ、加算Ⅲでしたが、新しい制度では加算Ⅰ基礎分を「区分1」、加算Ⅰ賃金改善要件分と加算Ⅲを統合して「区分2」、加算Ⅱを「区分3」として再編されました。



① 区分1の加算要件

これは従前の加算Ⅰ基礎分で、もともと民間施設給与等改善費として加算されていたものです。公立と民間での施設職員の給与格差を是正するためにすべての施設に加算され、職員の平均経年数（以前は平均勤続年数）が長い施設ほど高い加算率で支弁されていました。しかし区分1には加算要件として「キャリアパス要件」が課され、未充足の施設には加算されません。区分3を取得することでキャリアパス要件を充足するため、実際には区分1が取得できないことは極めて稀ですが、理論上はあり得ます。

通知名等	発出日	発翰番号等	内容・留意点等
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	R7. 4. 11	こ成保296 7 文科初第250号	従前の通知を廃止し、7 年度より適用する通知。提出書類様式も収録。
処遇改善等加算に関する F A Q（よくある質問）【第3 版】	R7. 6. 6	—	新しい処遇改善制度に係る F A Q。

この加算の本来の趣旨に鑑みれば、いささか違和感を持つのは私だけではないかもしれません。

② 区分3の加算算定対象人数と支給対象者

区分3の要件等について検討するときは、「区分3の加算を受けるための要件」と「区分3に基づいて支給する対象職員の要件」、つまり施設の「収入の要件」と「支出の要件」を明確に分けて考える必要があり、これを混同すると難解になります。

施設の収入面に着目すると、従前の加算Ⅱでは基礎職員数に1/3、1/5を乗じた人数を副主任保育士等（A）、職務分野別リーダー等（B）の加算算定対象人数としました。例えば基礎職員数が15人の施設では、A 5人分・B 3人分が算定されました。しかし新しい制度では、仮にAが5人と算定されても、支給対象となる副主任保育士等（令和7年度は3分野修了者）が4人しかいなければ加算は4人分になります。つまりこの場合の「5人」は上限数で、その範囲内での支給対象者数の分だけが加算されます。支給対象者数は4月1日時点で判定され、原則として年間を通じて変更されることはありません。

支出面では「4万円支給者が最低1名いること」というルールは撤廃され、Aの加算額を職務分野別リーダー等に配分（5千円以上4万円未満）することや、適正な給与バランスを確保するために主任保育士等に配分することができるという従前のルールは維持されました。また区分3の支給対象者には、研修修了見込者を含みます。

③ 区分2・区分3の支給方法

区分2・3は加算額（社会保険料等の事業主負担分を除く）を全額職員の賃金改善に充てる必要がありますが、区分2・3の総額（それぞれではない）の1/2以上を毎月の基本給や定額の手当などで支払うことが求められています。

区分2は従前の加算Ⅰ賃金改善要件分と加算Ⅲで、どちらも職員の賃金水準を向上させるという共通の目的を持つことから統合されました。従前の加算Ⅲでは、役員兼務の施設長は支給対象者から除外されていましたが、新しい制度では対象者に含まれます。また従前の加算Ⅱの加算額は、法人内に複数の施設

がある場合には施設間で移動・調整ができましたが、新しい制度では区分2のみが移動可能とされ、区分3は移動することができなくなりました。

なお区分3は施設長への配分不可、どちらの区分も退職に際しての支出にはいかなる場合でも充当不可という点は、従前と変更はありません。

(3) 令和7年度の特例

キャリアパス要件を満たさない場合の区分1の加算については、令和7年度の特例があります。(2)①に述べた通り、本来キャリアパス要件を満たさない場合には区分1を受けること自体ができませんが、令和7年度に限り、区分2からキャリアパス要件分の割合（2%）を減じることで区分1を受けることができます。

また(2)②に述べた区分3の加算算定対象人数の算定にあたっては、基礎職員数の1/3として算出されるAの人数には研修修了見込者を研修修了者の人数に含むことができず、実際の支給対象者のみが人数として算定されます。しかし5月23日に公表されたFAQでは下記のように記載されており、これも令和7年度の特例です。

Q20) 加算額の算定に当たり、区分3—①の「人数A」については、「基礎職員数」×1/3の人数より、処遇改善等加算通知の第2の3の(1)のiとiiiに定める研修修了者数が少ないときは、当該研修修了者数により算定することとされています。令和7年度からこうした取扱いに変更となりましたが、その趣旨を教えてください。また、令和7年度においても、令和7年4月1日時点の研修修了者の人数で判断しないといけなんでしょうか。

A) (略) 当該改正により加算額が少なくなり、これまで賃金改善をしてきた職員への賃金改善が行われなくなることを避けるため、令和7年度に限り、令和6年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設・事業者においては、令和7年4月1日時点で在籍していた職員について、加算額算定に係る研修修了見込みの者（年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けている者をいう。）であっても、「人数A」の「研修修了者」に含めて差し支えないものとします。

次回は、加算額の算定や支給額など計算関係のポイントについて述べることにします。